

平成 21 年度
決算報告

年度末の年金資産は 16 億円になりました

——中・長期的な視点で年金資産の安定的な運用を図ります——

去る 7 月 23 日に開催した第 12 回代議員会において、当基金の平成 21 年度決算が可決・承認されましたので、お知らせします。資産運用に関しては、市況の改善に伴いおおむね順調に推移しました。今後については不安定な要素もありますが、中・長期的な視野で資産を運用してまいります。

年金経理

年金経理は、加入員のみなさんへの年金・一時金などの給付と、その財源となる年金資産に関する経理です。

年金経理の主な収入は、事業主から納めていただく掛金等収入で 2 億 2,131 万円、その他に資産の運用収益 1,975 万円がありました。支出は、年金・一時金の給付費 1 億 5,076 万円、運用報酬等 421 万円、業務委託費 176 万円などがありました。

年度末純資産（「資産の部」の純資産から「負債の部」の純資産を差し引いた額）は 16 億円となりました。今後も、運用機関と十分協議を重ねながら、安全かつ効率的な資産運用を行ってまいります。

損益計算書

（平成 21 年 4 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日） 単位：千円

費用の部		収益の部	
老齢給付費	0	掛金等収入	221,314
脱退一時金	144,100	保険資産に係る 当期運用収益	19,748
遺族給付金	6,657		
運用報酬等	4,207		
業務委託費	1,758		
経常収支	156,722	経常収支	241,062
特別掛金収入 現価減少額	44,420		
数理的評価の変動	44,420	数理債務減少額	43,913
		数理的評価の変動	43,913
繰越不足金処理金	95,066	当年度不足金	11,233
基本金	95,066	基本金	11,233
総合計	296,208	総合計	296,208

貸借対照表

（平成 22 年 3 月 31 日現在） 単位：千円

資産の部		負債の部	
流動資産	18,071	支払備金	21,312
		純資産	21,312
固定資産	1,635,011		
純資産	1,653,082	数理債務	2,274,594
未償却過去勤務債務残高	631,591		
資産および負債の数理的評価	631,591		
当年度不足金	11,233		
基本金	11,233	資産および負債の数理的評価	2,274,594
総合計	2,295,906	総合計	2,295,906

業務経理

業務経理は、基金の運営に関する経理です。
基金の事務的な運営経費に係る「業務会計」において管理しています。

業務会計

業務会計は、全額を事業主にご負担いただく事務費掛金を主な財源としており、1,436 万円でした。支出には、事務費 1,134 万円や代議員会費、雑支出などがありました。

当年度は 276 万円の剰余金が発生し、繰越剰余金を 3,441 万円保有しています。今後も業務の効率化を進め、経費節減を図ってまいります。

◆損益計算書（平成 21 年 4 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日） 単位：千円

●費用の部		●収益の部	
事務費	11,339	事務費掛金収入	14,360
代議員会費	35	雑収入	130
雑支出	361		
当年度剰余金	2,755		
計	14,490	計	14,490

◆貸借対照表（平成 22 年 3 月 31 日現在） 単位：千円

●資産の部		●負債の部	
流動資産	34,408	基本金	3,219
固定資産	3,219	繰越剰余金	34,408
計	37,627	計	37,627

財政検証の結果をお知らせいたします

平成 22 年 3 月末時点の資産構成割合 資産の 100%を大同生命保険の一般勘定で運用しています。

財政検証の結果

積立水準の検証の結果、平成 21 年度は下表のとおりとなりました。

純資産額①	16 億 3,177 万円	平成 21 年度決算時点の時価資産額
許容繰越不足金②	2 億 4,645 万円	定められた算式による繰越不足金の許容額
責任準備金③	16 億 4,300 万円	将来の給付を賄うために現時点で確保すべき資産額
最低責任準備金④	18 億 1,735 万円	基金が解散したと仮定した場合に現時点で確保すべき額

継続基準 (①+②)÷③	1.14 倍	基金の継続を前提とした検証。最低基準は 1.0 倍
非継続基準 (①÷④)	0.89 倍	基金の解散を仮定した場合の検証。最低基準は 0.9 倍

- 継続基準……将来にわたって年金制度を維持できるかどうかを示す基準です。この基準に抵触した場合は、財政再計算を行う必要があります。
- 非継続基準…現時点で年金制度が終了したと仮定して、必要な積立額を確保しているかどうかを示す基準です。この基準に抵触した場合は、追加の掛金を設定する必要がある場合があります。

平成 21 年度決算数値をもとに積立水準の検証を行った結果、「継続基準」では基準を満たしておりますが、「非継続基準」では基準に抵触しました。

しかし、最低積立基準額を下回った額を基準として算定した、「積立金の積立てに必要となる額」が、翌年度の掛金額を下回っているため、特例掛金は設定しておりません。